JR安芸矢ロ駅及びJR下深川駅周辺地区 バリアフリー基本構想

はじめに

本市の基幹公共交通として都市内及び周辺市町との広域的な輸送を担うJRについては、高齢者、障害者等が旅客施設を利用する際の利便性及び安全性の向上を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、駅のバリアフリー化を推進しています。

バリアフリー化に当たっては、本市は、JR西日本に働きかけを行うとともに、駅を中心とした重点的・一体的な地区のバリアフリー化を推進するためのバリアフリー基本構想を作成した上で、国とともに整備費の一部を補助しています。

こうした中、平成23年3月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、この方針における目標が、1日当たりの平均利用者数が3千人以上のJR駅について、平成32年度末までにバリアフリー化を完了するよう見直されたことから、該当する駅のバリアフリー化に向けてJR西日本と連携しながら順次、取り組んでいます。

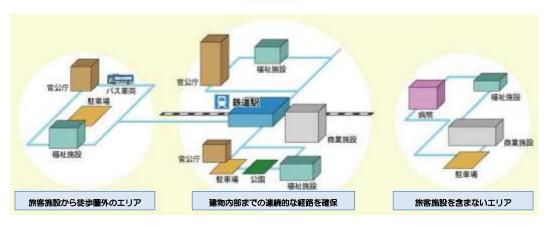
この度、JR芸備線のJR安芸矢口駅及び下深川駅において、バリアフリー化を進めていくため基本構想を作成するものです。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の概要】※国土交通省HPより-

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年 12 月施行) 高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、 路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合を求 めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区(重点 整備地区)において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置など を定めた法律です。
- 移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成23年3月改正) バリアフリー法の規定に基づき、移動等円滑化の意義及び目標、施設設置管理者が移動等の円滑 化のために構ずべき措置に関する基本的事項、市町村が作成する基本構想の指針等について国が定 めたものです。

● バリアフリー基本構想

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(「重点整備地区」) において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区において「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。



重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

目 次

第1章 基	本構想の作成に当たって	1
1 基本的	り事項	3
1 – 1	目的	3
1-2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1-3	刘象地区	3
1 - 4	目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1-5	バリアフリー化に当たっての基本的な考え方	4
2 広島市	5の概況	5
2-1	地勢	5
2-2	高齢者、障害者の現況	6
2-3	公共交通の現況····································	7
第2章 地	B区別構想	1
1 JR	安芸矢口駅周辺地区·······1	1
1 – 1	地区の現状と課題	3
1-2	重点整備地区等1 (6
1-3	移動等円滑化事業20	0
2 JRT	下深川駅周辺地区	1
2-1	地区の現状と課題2:	3
2-2	重点整備地区等20	6
2-3	移動等円滑化事業30	0
参考資料 ·	·······31	1
ワークショ	ョップ、タウンウォッチングの実施概要3:	3
1 第1回	回ワークショップ(意見交換会)の実施結果3.	4
2 タウン	ソウォッチング(現地調査)の実施結果3:	9
3 第2回	コワークショップ (意見交換会) の実施結果	1